

第1回横浜市消費生活総合センター指定管理者選定委員会会議録	
日 時	平成22年7月12日(月)午後1時30分から午後4時20分まで
開催場所	関内駅前第一ビル2階 202 特別会議室
出席者	齋藤委員、高井委員、西村委員、服部委員(五十音順)(4人) 事務局(5人)
欠席者	小菅委員(1人)
議 題	(1) 委員長の選任について (2) 指定管理者の選定について (3) 指定管理者に求める業務の基準等について (4) その他 ア 次回の日程について イ その他
開催形態	一部公開(傍聴者2人)
決定事項	1 議題(1)について 西村委員を委員長に選任した。 2 議題(2)について 選定方針を「非公募」とすることについて説明し、意見交換を行った。 3 議題(3)について 応募要項案、業務の基準案、応募様式集案、評点表案の内容確認を行い、一部修正及び各様式確定については、委員長及び事務局に一任された。 4 その他について (1) 議事録の確認は、齋藤委員と服部委員にお願いすることとした。 (2) 第二回選定委員会の日程を確認した。
資 料	資料1 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定委員会委員名簿 資料2 横浜市消費生活総合センター 指定管理者 応募要項(案) 資料3 横浜市消費生活総合センター 指定管理者 業務の基準(案) 資料4 横浜市消費生活総合センター指定管理者の応募様式集(案) 資料5 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価表(案) 資料6 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定委員会要綱
委員意見等	*委員長選任までの間、消費経済課長が進行 *経済観光局長あいさつ *委員紹介及び事務局紹介 1 議題(1) 委員長の選任について 委員互選により、西村委員が委員長に選任された。 また、以降の会議については、応募要項等募集に関する情報の事前漏えいを防止するため非公開とすることが決定され、傍聴者2人に御退出いただいた。

2 議題（２）指定管理者の選定について	
事務局から、この度のセンター指定管理者選定方針を「非公募」による選定と変更した旨説明。	
委員長	<p>今回は原則公募であるが、非公募要件に当てはまるということで、現在の指定管理者である横浜市消費者協会のみを応募対象者として選定するという御説明でしたがいかがでしょうか。</p> <p>応募要項1ページに書いてある横浜市指定管理者制度運用ガイドラインの抜粋、『極めて高度の専門性を有すること、または利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの事由により、将来にわたり他の担い手が存在ことが見込まれる場合』に該当していると市が判断していると理解してよろしいでしょうか。</p>
事務局	はい。私どもの方でそういう判断をさせていただきましたということで、御報告させていただきました。
委員	<p>協会には、例えば所長さんが横浜市から派遣されていますね。それから、協会独自に雇用された、当初からずっといらっしゃる方がいらっしゃいますね。</p> <p>今回、非公募にしたということは、そういう方たちがやってきた事業の方向がかなり高く評価されたということなんでしょうか。</p>
事務局	施設の性質から専門性や公共性が高いといった点、これから五年間の間にセンターの業務を実施できる団体があるかどうかといったことから判断させていただきました。
委員	<p>もともと指定管理者制度というものがセンターにはふさわしくないと思っているのですが、かといって非公募ということになって全く安心しているというのはよくないのではと思うこともあります。</p> <p>市民の立場として消費者の意見をよく聞けるようなシステムをきちんと作っていただきたいと思います。</p>
事務局	これから提出される応募書類の内容等についてこの委員会で御審査いただき、適正であるという御判断をいただいたあかつきに初めて指定候補者になれるということです。もし、どうしても基準に達しないということであれば、改めて別の候補を募集するということになります。
委員長	<p>市が判断をして非公募にして特定の団体だけを対象にして応募させるやり方が、一般市民から見た時に、先ほどの御説明からすると、市の外郭団体として市から職員が派遣されているということであると、特定団体との関係等を明確にしておく必要があると思います。</p> <p>募集要件等もホームページ上で公開しながら、誰も応募できませんということですが、消費者啓発を行うことが極めて高度な専門性をもつもので、消費者協会という団体以外には横浜市ではできないのか、というところは気になりました。</p>

事務局	<p>市の内部で議論させていただき、その議論の結果についても間もなく公表されますので、このような選択をさせていただきましたことについては、市が責任を持ちまして明らかにさせていただきたいと考えます。</p> <p>また、基本的に他からの応募にはなじまないということであって、現在の指定管理者がそのまま決まりということではございません。</p>
委員	<p>前回の選定時にもう一者希望していたところがありましたね。相談業務は実施団体を変更すると大変なのですが、それを覚悟で応募するところがあればできなくはないだろうと。一応は公募をして、その結果が、といった方が本当はいいんじゃないでしょうか。やっているところはそれだけ実績がありますから有利になりますけれども、それはしょうがないので。</p>
事務局	<p>将来というのも未来永劫ということではなく、次期の五年間は、ということです。他都市センターの指定管理者導入状況なども調べさせていただきましたが、公募されているところでも一者のみの応募であること、前回の応募者も他都市で応募されていない状況もありますので。</p> <p>今後、五年間で状況が変わりましたら、次の五年間の選定の際には改めて公募の形をとるかといった判断をさせていただきます。</p>
委員長	<p>今回は原則ではなく、例外をとるということですが、ガイドラインに規定されているように、条例のただし書きに規定されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>規定されておりませんので、ガイドラインに記載されている共創事業推進本部との協議から経営会議までの手続きを踏んだということです。</p>
委員	<p>他都市のセンターでも同じ状況ということですか。ある程度実績を持っているところでないと、参入は難しいですよね。五年間自分たちが出来なかったら、仕事がなくなってしまうとすると、結局他の所ではそういった実績がないわけですから、私は最終的には一者に絞られてしまうのではないかと思うのですが。なので、そういう中でやらざるを得ないのではないかと思います。</p>
委員	<p>前回、結構いい競争だったので、競争があってもよかったかなという気がします。</p>
<p>3 議題 (3) 業務の基準等について 事務局から、応募要項(案)、業務の基準(案)、応募様式集(案)、選定評点表(案)について説明</p>	
委員長	<p>限られた時間での審査になりますので、内容確認で済みそうな部分から検討し、審査の中心となる部分について、時間をかけて審議したいと思います。</p>

(指定管理者制度の趣旨、施設の概要、センターの概要について)	
委 員	<p>内容的には書いてあることがこれでいいとか悪いとかいうことはないと思います。</p> <p>ただ、例えば消費者啓発に関することといっても、どこまでやったら啓発になるのかなどはやってみないとわからない部分もあるので、こういったところはこういう風にしてほしいといった要望は入れられるんでしょうか。</p>
委員長	<p>提案が出されてそれを評価していくということになるので、要はセンターとしてやるべき内容が列挙されているということで、要項としてはやむを得ないんじゃないでしょうか。</p>
(資格要件、指定管理料、リスク分担、業務実施上の留意事項について)	
委 員	<p>リスク分担で、指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期というのは、負担者は指定管理者になるんですかね。</p>
事務局	<p>指定管理者制度運用ガイドラインに従って規定しておりますが、基本的に指定が受けられるべき基準を満たした上で市会に諮られるという考えから、議決を得られなかった場合の負担は指定管理者の負担となっています。</p>
委 員	<p>事故への対応・損害賠償の部分で、『施設において事故防止に努めるとともに』と書いてありますが、この事故というのは施設に基づく事故という意味ですか。</p>
事務局	<p>市民利用施設のため、事故防止に努めることを定め、また、これまでの要項では事故が起きてしまった場合の対応や負担に備える保険の加入といったことについて明確に定めておりませんでしたので明記しました。</p>
委 員	<p>リスク分担の表に定められた『利用者等への損害賠償』は施設の損害賠償に限られないんですか。</p>
事務局	<p>リスク分担の表は施設に限定せず、帰責事由が市なのか指定管理者なのかなどのすみ分けをしています。</p>
委 員	<p>施設の部分には損害賠償が明記されているのに、例えば個人情報の保護の部分には損害賠償の表記がないんです。なので、リスク分担表と7ページの記載の関係がちょっとはつきりしないように感じます。</p>
委員長	<p>今のお話ですと、施設にかかわる事故ではなく相談員の対応が原因といった場合などに、極端な話ですが、横浜で弁護士さんが亡くなられたりといったことが絶対にならないと言えない時代になっている中で、一体だれがリスク負担者なんでしょうか。</p>
事務局	<p>施設に関して賠償責任保険に加入しなさいというのは、公の施設については国家賠償法が関わってきます。被害者の方は市に損害賠償請求ができますので、市が賠償をした場合で指定管理者に帰責事由がある場合には、市が指定管理者に求償できるということから、施設賠償責任保険への加入の記載をするために項目を定めているということです。</p>

	<p>相談員の対応などが原因で相手に損害を負わせたというような場合はリスク分担表に照らすということです。</p>
委員長	<p>帰責事由の判断基準が明確でないように感じます。相談員の能力の問題なのか、回収できる損害金が回収できなかったというような場合や、相談の中で怪我を負ってしまったというような場合に、暴言も吐いておらず、誠実に対応したのであれば指定管理者が責めを負うべきものでないと思います。</p> <p>そのような場合には、協議をして、ということになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、ケースバイケースになると思います。補足になりますが、指定管理者制度がもともと市民の皆さんに使っていただく施設を管理運営する制度になっておりますので、施設に着目し、保険等の対応をするようにという部分が強調されています。</p>
委員長	<p>商品テスト室で何か実験をやって爆発してしまったとかで、預かっている施設に損傷を与えてしまった場合にしっかり対応してくださいということのニュアンスが強いということでしょうか。</p>
事務局	<p>あるいは参加者の方がそれによってやけどを負われたとかですね。</p>
<p>(スケジュール、応募手続き、審査・選定の手続き、その他、について)</p>	
委員	<p>『当該施設が公の施設として廃止されることとなったとき』とは、上大岡のあの施設をセンターとしなくなった時ということでしょうか。</p>
事務局	<p>センターそのものを廃止する場合のほか、今は市民利用施設の位置づけを持っておりますが行政の事務室と同じような施設と考え、直営とする場合があります。</p>
委員	<p>他の項目については、基準が満たされていないなど、それなりの理由がありますが、市が勝手にセンターを業務停止にしてしまうんですね。半永久的に続くものならともかく、五年間と期間が定まっているにも関わらず、市が一方的に決めることができるのはちょっと横暴だと思うのですが。</p>
事務局	<p>公の施設の廃止は、市の一存でできる内容ではなく、議会で御議論いただいた上で条例を改正するなどして初めてできるものです。</p> <p>あるいは、例えば国からセンターは指定管理者制度ではだめだとか直営でやりなさいというふうに法律が変わってしまえば、いやでも対応せざるを得ないということがございますので。</p>
委員	<p>『法律が変わったとき』というのは前の方に項目がありますので、あえてこの一文を入れる必要はないんじゃないでしょうか。ここまで強圧的にすることはないのでは。</p>

委員	法律改正だったら、法律家は経過措置を設けますから、指定期間は守られると思うんです。落ち度がないのに権利を失わせるとはちょっと考えにくいので。
委員長	では、サの項目は削除することとします。
(目的達成の手段、指定管理料について)	
委員	センターの概要の(2)の目的達成の手段で、教育は啓発に入っちゃうんでしょうか。
委員長	『消費生活の啓発及び教育に関すること』というような感じで、教育が出てこないのが気になったんです。消費者安全法にも加わっているわけなので、ぜひ教育を入れていただきたいと、私もそう思うんですが。
委員	自主事業というのは具体的には企業に対する講師派遣とか、そういうことなんですよ。これらも、教育になるんでしょうか。
事務局	教育の一環ということになるのかなと思います。
委員	それでしたら、もっと明確に啓発と教育を打ち出した方がいいんじゃないでしょうか。
委員長	指定管理料の金額は協定の中できめるんですか。これまでの五年間の実績をベースに出してくるものなんですか。
委員	金額が明記されておらず、横浜市予算の範囲内ということになってしまっています。今回はやっている団体だからわかると思うんですが、白紙の状態の時になにも提示しないで応募というのは困るんじゃないでしょうか。
委員	金額を協議で決めていくということになると、ここまでの範囲はできても、ここから先はできませんよということにならないですか。
事務局	壮大な計画・提案を出されてしまうと、予算の範囲内でやるということになります。
委員	応募要項と抵触しないんでしょうか。
委員	前回、金額を見た覚えがありますが。
事務局	前はそれまでやってきた管理委託料を整理してお示しさせていただいております。市の予算がこのようになっていました、ということをお示しし、提案をいただいたということです。
委員	コストを積み上げていく形でないと全体の金額が出ないと思うので、これをやるにはこれだけコストがかかります、というやり方にならざるを得ないんじゃないでしょうか。前回の参考金額という形で金額を示した方がいいと思います。
委員長	参考金額を追記する形で修正をお願いします。また、指定管理料の終わりの部分の国の活性化基金についてですが、23年度は時限措置の最終年度になりますけれども、市が使える部分はどの位の金額で、かつ、センター業務のどのような部分に使えるかといったことは、協定を締結するということですか。

	事務局	基金を入れさせていただくものについては、基本的に通常の協定とは別建てで協定締結と考えております。
	委員長	市の予算ではないから、ということですか。
	事務局	いいえ。市の予算として、市にお金が入ったうえで交付しますが、基金の性格上、会計検査なども含めて対応していくことになりますので、事業は一体的に実施しますが、お金については別建てで整理させていただくということです
	委員	指定管理料というのは、市が支出する時の名目は何になりますか。 また、会計検査のようなものを受けるんですか。現在の指定管理者も受けているんでしょうか。
	事務局	名目については 13 節の委託料で事業費となります。 また、少なくとも基金を活用した部分については今後、国の会計検査を受ける可能性があります。 通常の指定管理料は監査の対象にはなりますが、会計検査の対象はあくまでも基金活用部分です。 監査は外部監査が入ったりする場合がありますし、公の施設の監査のほか、財政援助団体として指定管理者としてではなく、横浜市消費者協会に監査が入る場合もございます。
	事務局	ひとつ、よろしいでしょうか。先ほどの『目的達成の手段』のところですが、我々も全く否定をする考えではございませんが、大変恐縮ですが、手段の内容がセンター条例に定めている項目になってしまっております。 教育に関することをやらないということではないのですが、どのように対応させていただければよろしいかと思ひまして。
	委員長	条例改正じゃないですか。
	委員	世界会議でもちゃんと教育を受ける権利が確認されているのに、含まれていないんですか。
	事務局	センター条例には記載がないのですが、消費生活条例におきましては消費者教育について項目がございますし、よく御承知かもしれませんが、我々はワーキンググループを作ってやらせていただいておりますし、現在は教育委員会の方と連携して学校に講師を派遣する事業などをしております。 御意見の趣旨は十分理解しておりますので、どこかの部分で教育を入れられないかといった工夫は一回検討させていただければと思うのですが。
	委員長	では、検討をお願いして、記載に盛り込むこととしましょう。

(評価基準について)	
委員長	項目のほか、点数配分も検討していいんですね。
委員	職員配置は何で5点なんでしょう。
委員長	出された書類によって、この評点表に照らし合わせて点をつけていくということですね。 評価の観点は、それぞれに判断して評価していくということで、特に定めはないんですね。
委員	職員の確保・育成が5点というのは低いと思います。ああいう施設では、職員や相談員さんの対応にほとんどがかかっていると思いますので。 ですから、職員の所を10点にして、団体の状況を20点にしてはいかがでしょうか。団体の状況の所も財務状況は大事ですけども、団体の理念ですとか運営の基本方針というものは、内容が似通ってくる項目だと思いますので、(1)と(2)をあわせて15点にしてもいいんじゃないでしょうか。
委員長	では、団体の状況は全体で20点としまして配分はどうでしょうか。
委員	財務状況を10点とし、(2)、(3)を5点ずつにしてはどうでしょうか。
委員長	それでは、1の団体の状況は(1)を10点、(2)を5点、(3)を5点、トータルで20点とし、2の職員配置の部分を10点に修正するという事によろしいでしょうか。
委員	5の収支計画や指定管理料の部分は評価しにくいですね。ちょっと点数を下げてもいいのかもしれませんが。
委員長	5を5点に下げるとすると、残った5点はどこに追加しましょうか。
委員	人材の部分の評価については研修の内容や計画など、何か参考になる資料が出るんでしょうか。
事務局	そうですね。後は、どういう資格を持った方がいるとか、資格も一つだけではなく二つ持っている方もいると思いますので。
委員	そうしたら、人材の所に追加したらいかがでしょうか。
委員長	2の人材に関する部分は15点に変更しましょうか。人材育成、専門性ということで内訳をつけましょうか。研修の確保ということで新たな項目を作りましょうか。
委員	細かすぎると点がつけづらい部分もありますので、私は人材の所は一括で15点でもいいかと思いますが。
委員長	2の職員の確保・育成を15点に変更し、観点として人材育成、専門性、研修という項目に変更し、5の収支計画・指定管理料を5点に変更するという事によろしいでしょうか。
委員	資格取得のために講習を受けたけれども、研修はそれきり、という方もいらっしゃるようです。そのよう

	<p>な人たちが相談を受けた時の対応がどのようなのか、すごく心配しています。</p> <p>電話での言葉のやり取りは本当に難しいと思いますので、せめてそういったことについて内部で研修があった方がいいと思っておりましたので、それは申し上げようと思っておりました。</p>
委員長	<p>研修を重点的に評価していったらどうでしょうか。</p> <p>評価、評点については以上でよろしいでしょうか。</p>
<p>(運営の基本方針、事業に関する業務の基準、施設の運営に関する業務の基準、について)</p>	
委員	<p>業務の基準にも教育のことが書いてありませんね。応募要項は条例から抜き出しているから無理だとしても、業務の基準では教育のことを入れられると思うんですね。</p>
委員長	<p>国の方でも消費者教育推進委員会というものがあるんですよ。消費者基本計画にも定められておりますので、工夫をして触れていただくように修正をお願いします。</p>
事務局	<p>商品テスト・実習室については、業務の基準に色々書かせていただいています。</p>
委員長	<p>商品テストで、『原因究明のための鑑別や再現テストを行うこと』とされていますが、苦情品テストはどのくらい行われているんですか。</p> <p>また、貼り付けている職員はどうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>商品テストは現実問題として、今、あまり利用が進んでいないというのが実態です。</p> <p>また、以前は薬剤師の資格を持った方がいらっしゃいましたが、既に退職されており、現在は臨時職員の方が担当されています。</p>
委員	<p>以前、依頼しようとしたら「難しいことはわかりません。」と言われたんです。</p> <p>せっかく立派な施設があるのに、機械があまり使われないうちに古くなってしまっていますが、一体だれが直すのかという問題がありますね。</p> <p>設備を設置したのなら取り扱える人を配置してほしいです。</p> <p>結局使わないままだと、「じゃあなんで作ったのか。」って言いたくなりますし。</p>
事務局	<p>現在、国の方で商品テストをどのようにしていくか議論をしているところです。県には既にテスト室機能がないのですが、国、県、市の役割分担の中でどういう風に携わっていくのか、まだわからない状況です。</p>
委員	<p>県の場合は分野別の機関があつて、そこに検査を持ちこめるようになっていきますよ。</p>

委員	自治体によって「〇〇は繊維」というような専門性があった場合、そういったものをネットワーク化するような話はないのでしょうか。
事務局	現段階では、例えば「県ならばこの程度まで」、「横浜市など政令市レベルではここまで」といった基準が示されておきませんので、我々としてはせっかくテスト室を持っているのでできるだけ活用されるようにしてもらえたら、と考えています。
委員	きちんと使ってもらえば予算化する必要があると思います。 また、それぞれの場所で特化していて、同じようなところが二か所同じようなことをやって結果を出しても、同じ結果になるのは当たり前だから、そういうやり方はもったいないのではないのでしょうか。 それよりも、もっとネットワークを使って、〇〇に関しては△△、みたいにやった方が効率的ですね。
事務局	業務の基準で書かせていただいているのは、役割分担とか、今おっしゃられたように自分の所で大型の機械を買ってテストをするのはもったいないですから、身近なテストはできるだけ自分の所でやるのを前提に、高度なものは国の機関と連携しなさいと。 実施にあたっては外部講師を呼ぶというほか、実施結果をまずは相談にフィードバックする必要がありますが、広く知ってもらうこと、苦情品テストだけでなく、自主企画テスト的なものを消費者団体の皆様がたとお互いに知恵を出し合いながらやっていくなど。
委員	そういった内容を説明されるのが指定管理者であつたらいいんですけども。
委員	インスタントみそ汁の塩分テストを実施した際に、結果が「おいしかった」と。おいしかったのはなぜかと言ったら、適量の塩分とアミノ酸がたくさん入っていたということですが、そういった説明はしないんです。 実際食べてみて一般受けする味だけど、どれも同じ味なんです。その結果を見て、「平均的な味にするんじゃないくて、一つ一つの特性を生かしたものにしてほしい」といった要望は出していいと思うんですね。でも「おいしかった」と発表するだけでも、事業としては「実施しました」ということになります。
事務局	テスト室の部分について、今いただいたご意見のようなことを、評価委員会の際にもいただきましたので、業務の基準として盛り込ませました。
委員	テスト室の話は、前回選定の時とあまり変わっていないように思います。
委員長	消費者安全法に定める消費者庁への事項情報の報告について、迅速となっているのは具体的な時間がありましたか。 通報については市は共有しないんですか。
事務局	死亡事故、30日以上の入院、一酸化炭素中毒について

	<p>は、知りえた段階から数時間以内というレベルで報告することになっています。</p> <p>また、指定管理者であっても、我々行政と同様に通報する義務がありますし、通報の際は市にも合わせて報告してもらおうようにしています。</p>
委員	<p>情報・資料展示室はあまり使われていないんじゃないですか。</p>
委員長	<p>資料もあまり変わっていないんですね、基本的には。</p>
事務局	<p>昨年度からやはり基金が入りましたので、少し充実してきました。</p>
委員長	<p>児童や生徒たちがやって来るような企画などが色々あるといいんでしょうけれど。</p>
委員	<p>スペースが4階、5階に分かれたことで情報・資料展示室は行きづらくなりました。結構いい資料もあるので、「ここにこういった資料がありますよ」ということもちゃんとPRした方がいいと思います。</p>
委員長	<p>『相談者のニーズに応じ、相談時間の延長・拡大及び18区役所に出向いた面接相談』とありますが、必要があれば、もっとやってくれということなんでしょう。</p>
課長	<p>ニーズがあればということです。</p>
委員長	<p>それだけ予算が多く必要になりますよね。</p>
事務局	<p>予算がかかるようになるのか、今の体制でできるのかは指定管理者に工夫して考えてもらいます。</p>
委員	<p>評価基準で研修のことを追加しているので、5ページの(4)モニタリングの後くらいに、研修のことを追加してください。相談員さんは当たり外れがあると言われたら困りますよね。ある程度みんな平均して上の方に行ってもらわないと。</p>
委員	<p>どういう言葉を使ってその人が言いたいことを引き出すか、というような研修も必要だと思います。</p>
委員長	<p>センター条例別表にある利用料金の減免について、平日の方が高いのはなぜでしょうか。</p>
事務局	<p>別表の金額は一日の上限料金となっています。平日の方が高いのは開館時間の差でして、時間単価にするとどちらも同じということです。</p>
(応募様式集について)	
委員長	<p>指定管理料は年度によって異なるんですか。</p>
事務局	<p>基本的には同額と考えておりますが、予算の範囲にも関わってきますので、5か年度の指定管理料提案をしていただこうと考えます。</p>
委員	<p>前回と同じような様式がありますが、実績があるところでも、初めて提出するところと同じように、一式提出するんですか。するんですね。</p>
委員長	<p>様式集については、修正箇所なしということをお願いします。</p>